

岩手県告示第205号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち文化スポーツ部に係るもの（平成29年岩手県告示第247号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
スポーツ振興課	[略]	スポーツ振興課	[略]
		オリンピック・ パラリンピック 推進室	東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会市町村運営交付金及びラグビー 県いわて推進事業費補助

備考 改正部分は、下線の部分である。